

罹災証明書の発行について(建物など)

大雨など(自然災害)による家屋などの被害を受けた方で、保険の請求などの手続きに必要な「罹災証明書」を発行します。

対象者

自然災害により、建物等に直接被害を受けた方。

必要書類

1. 罹災証明願い
2. 被災状況がわかる写真、または修理費用の見積書

※2の書類が用意できない場合は、町内(自治)会長の証明が必要です。

受付窓口

防災危機管理課もしくは、お近くの各総合支所地域振興課、地域交流センター(大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東を除く)及び地域交流センター一分館で受け付けています。受付時間は平日朝8時30分から夕方17時15分までです。

お問い合わせ先

山口市総務部防災危機管理課(〒753-8650 山口市亀山町2番1号)

TEL 083-934-2723

FAX 083-934-2958

E-mail bousai@city.yamaguchi.lg.jp